

競争的研究費に関する不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

伊勢化学工業株式会社
2024.9 制定

この方針は、各府省が定める研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、不正な対応を行った取引業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

1. 不正対策に関する方針

- （1）ガイドラインを遵守し、不正防止対策を継続的に改善する。
- （2）不正を事前に防止するため、競争的研究費等の運営・管理に関わる役員及び従業員等に対するコンプライアンス教育を実施する。

2. 不正対策に関するルール

- （1）不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- （2）取引業者に対し、不正対策を周知徹底する。
- （3）不正防止のため、取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

3. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者との取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。ただし、即時の取引停止により当社の研究及び業務活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

4. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、競争的研究費等の運営・管理に係る最高管理責任者が、状況調査の上、合理的判断により決定する。

5. 取引業者への不正対策の周知について

取引業者への不正対策の周知について、以下のとおり定める。

（1）周知内容

- ・ 当社の不正対策に関する方針
- ・ 当社の不正対策に関するルール
- ・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

（2）周知方法

取引業者に個別に通知し、内容に変更があった場合は速やかに再通知する。

以上